群馬県適正化通信 NO.75（平成26年11月号）

巡回指導における評価について

平成２３年１０月から巡回指導終了時に、各事業所の総合評価を伝えることにしています。（群馬県適正化通信 NO.３８）

以下の表のとおり、評価が年々アップしてきているところですが、依然として、D・E 評価の事業所があります。巡回時の改善指摘事項については「群馬県適正化通信 NO.６３」にて発信したとおり、運行管理業務に集中しており、各事業所の管理者の方には評価を認識し、改善に向けた継続的な取組みと、管理体制の強化をお願いします。

特に、管理体制の強化については、運行管理業務を担当する管理者の養成が必要と思われます。平成２６年度第１回運行管理者試験の合格率は 11.9%（群馬県）となっており、運行管理者の方には、高度な知識が求められてきています。計画的に管理者等を育てる取組みと対応をお願いします。

１．巡回指導総合評価集計（通常巡回）

	A（大変良い）		B（良い）		C（普通）		D（悪い）		E（大変悪い）		合計	
平成２２年度	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%
	79	13.2	241	40.1	166	27.6	86	14.3	29	4.8	601	100
平成２３年度	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%
	88	13.8	233	36.4	210	32.8	82	12.8	27	4.2	640	100
平成２４年度	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%
	114	18.3	251	40.2	189	30.2	59	9.4	12	1.9	625	100
平成２５年度	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%
	96	16.9	229	40.5	195	34.5	29	5.1	17	3.0	566	100

２．評価アップの主なポイント

（１）乗務の記録（運転日報）の記入徹底

①乗務の開始及び終了の地点及び日時

②休憩又は睡眠をした地点及び日時

③車両総重量が８トン以上又は最大積載量が５トン以上の事業用自動車の貨物の積載状況

（２）運転者の新規採用時の管理徹底

①運転記録証明の取得（乗務する前に取得）

②初任診断の受診（乗務する前に受診）

③初任教育の実施と記録簿の保存（乗務する前に告示で定める４項目を６時間以上実施）

（３）乗務員に対する指導監督の徹底

①告示１３３６号に基づく１１項目の実施と記録簿の保存

（４）車両の点検整備の管理徹底

①３ヵ月点検の実施（被牽引車を含む）と記録簿の営業所への保存（１年間分の保存）

３．初任運行管理者を対象とした実務勉強会開催（FAX にて既にご案内済み）

（１）日時　　平成２６年１２月１１日（木）午前９時３０分～午後４時

（２）場所　　群馬県トラック総合会館　２階研修室　　前橋市野中町５９５

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話　０２７－２１２－８８２１